

# 「ふるさと小坂会」会則

(平成5年11月20日施行、平成11年11月20日改正)

(名称及び事務局)

第1条 この会は「ふるさと小坂会」と称し、事務局を小坂町役場に置く。

(会員)

第2条 この会の会員は、首都圏（関東地区）に居住もしくは就業する小坂町出身者並びにこの会の趣旨に賛同する者とする。

(目的)

第3条 この会は会員相互の親睦を図るとともに、郷土との交流を深め、会員及びふるさと小坂町の繁栄に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦を図るため総会を開催する。
- (2) ふるさと小坂町の産業、文化の振興、発展のため協力、援助する。
- (3) その他、この会の目的達成のため必要な事業を行う。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事長 1名
- (4) 副幹事長 2名
- (5) 幹事 若干名
- (6) 監査 2名
- (7) 顧問 若干名

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠損を生じたときは、必要に応じて補選し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(役員選出)

第7条 会長、副会長、幹事及び監査は、総会において会員の中から選出する。

- 2 幹事長、副幹事長は役員会において互選する。
- 3 顧問は、会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長はこの会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 幹事長は小坂町との連携のもとに、この会の事務を統括する。
- 4 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代行する。
- 5 幹事はこの会の公務を審議するとともに、本会の運営立案を行う。
- 6 監査はこの会の経理を監査する。
- 7 顧問は会長の諮問に応じて意見を述べる。

(会議)

第9条 この会の会議は次のとおりとする。

- 1 通常総会は親睦会と併せて2年に1回とし、会長が招集する。
- 2 臨時総会は必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は出席会員の中から選出する。
- 4 総会は出席会員により成立し、議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。
- 5 役員会は必要に応じて開催する。
- 6 役員会の中に、必要に応じて委員会を設置することができる。

(経費)

第10条 この会の経費は、年会費、寄付金、補助金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第11条 この会の会計年度は、毎年11月1日より始まり翌年の10月31日までとする。

(規則の制定)

第12条 役員会は、会務の執行上必要と認めるときは、役員会の決議により規則を定めることができる。

(会則の改正)

第13条 本会則の改正は、役員会の決議を経て、総会で承認を受けるものとする。